

西条市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び西条市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、西条市の人事行政の運営等の状況の概要について、公表します。

なお、ご不明な点やご質問等がありましたら、次までお問い合わせください。

◆西条市総務部職員課（Tel 0897（56）5151 内線 2142・2143・2144・2146）

第1 職員の任免に関する状況

1 職員の任免状況 （単位：人）

区 分	採 用	退 職		
		定 年	自己都合・勸奨 その他	計
一 般 行 政 職	2 5	2 4	2 0	4 4
技 能 労 務 職		3	1	4
計	2 5	2 7	2 1	4 8

（注）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの人数

2 採用試験の実施状況（平成23年度）

種 類	試 験 区 分	内 容
西条市職員 採用試験	一般事務（上級）	〈1次試験〉 教養試験 専門試験（上級、保健師、保育士 及び幼稚園教諭） 適性検査（消防のみ） 書類審査（スペシャリストのみ） 〈2次試験〉 作文 個別面接 体力試験（消防のみ） 集団討論（スペシャリスト以外） 適性検査（消防以外） 〈3次試験〉 プレゼンテーション試験（スペシャリスト のみ）
	土木技術（上級）	
	消防（上級）	
	消防（初級）	
	保健師	
	保育士及び幼稚園教諭	
	スペシャリスト	

第 2 職員の給与及び職員数の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（平成23年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (H24年3月31日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A
23年度	114,042人	42,989,565千円	2,311,961千円	8,178,675千円	19.0%

(注) 人件費には、市長などの特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（平成23年度普通会計決算）

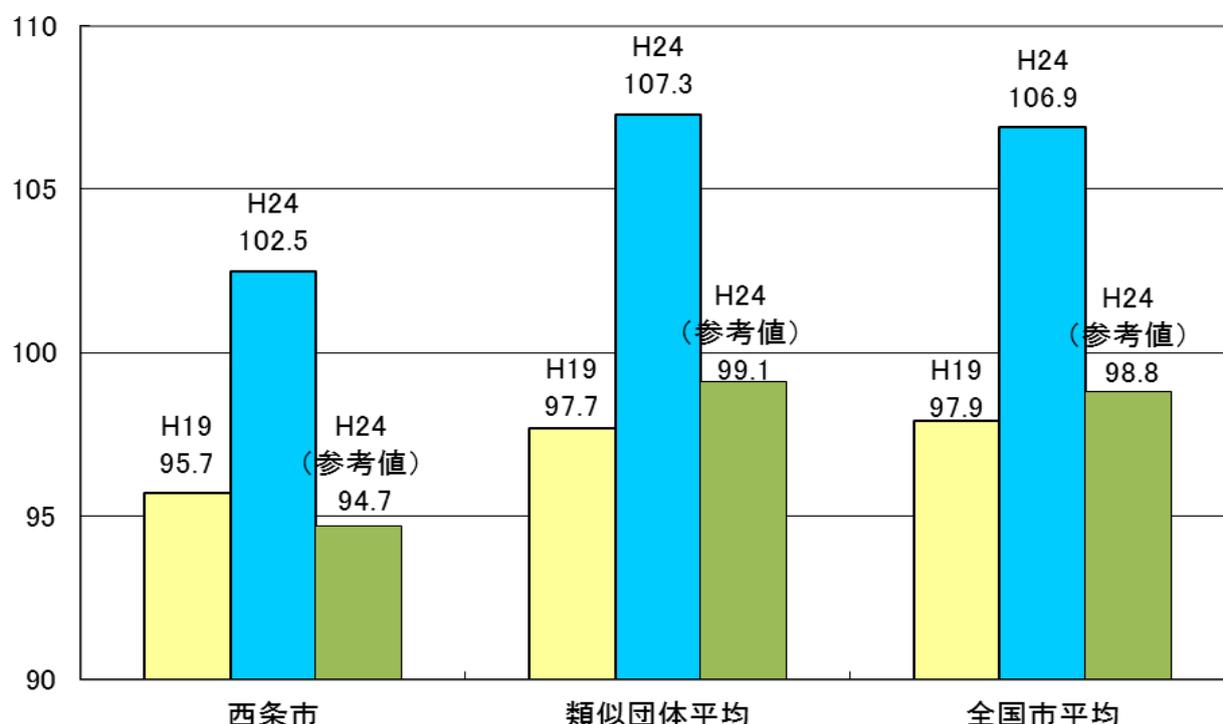
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給 与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	918人	3,248,660千円	431,715千円	1,157,496千円	4,837,871千円	5,270千円

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。

2 職員数は平成23年4月1日の人数です。

(参考)
類似団体平均 一人当たり給与費
6,293千円

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

ただし、国と各自治体の職員の学歴・経験年数別の構成比率の状況の違い等によって、影響がでてくることもあります。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200	478,200

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

（平成24年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
西条市	44.3歳	325,977円	378,001円	353,402円
愛媛県	44.9歳	353,414円	448,806円	387,869円
国	42.8歳	304,944円 （329,917円）	—	372,906円 （401,789円）
類似団体	43.1歳	331,638円	406,153円	373,603円

イ 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 （A）	平均給与月額 （国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 （B）	
西条市	48.3歳	73人	264,024円	274,641円	271,005円	—	—	—	—
うち 学校給食調理員	49.3歳	54人	267,076円	276,719円	273,752円	調理士	47.2歳	220,800円	1.25
うち 庁務員	46.1歳	10人	261,500円	272,841円	268,410円	用務員	53.5歳	206,600円	1.32
うち その他	45.0歳	9人	248,522円	264,174円	257,411円	—	—	—	—
愛媛県	49.2歳	295人	343,258円	386,786円	363,508円	—	—	—	—
国	49.7歳	3,479人	270,465円 （285,030円）	—	307,506円 （323,181円）	—	—	—	—
類似団体	48.6歳	71人	324,908円	371,761円	353,235円	—	—	—	—

区 分	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
西条市	—	—	—
うち 学校給食 調理員	4,383,752円	3,046,100円	1.44
うち 庁務員	4,307,794円	2,861,400円	1.51
うち その他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査で公表されているデータを使用（平成21年度～23年度の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業種内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれの平均給与額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値

（注）1 「平均給料月額」とは、平成24年4月現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

（注）2 「平均給与月額」とは、平成24年4月に支給された給料のほか、各種手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当など）を含めた額であり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

（注）3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）です。

（2）職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		西条市	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	176,355円	163,987円 (172,200円)
	高校卒	140,100円	142,911円	133,418円 (140,100円)
技能労務職		129,200円	—	—

（注） 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

区 分		経験年数13年	経験年数18年	経験年数22年
一般行政職	大学卒	281,926円	322,000円	362,271円
	高校卒	243,220円	296,475円	322,467円
技能労務職		222,500円	250,400円	274,100円

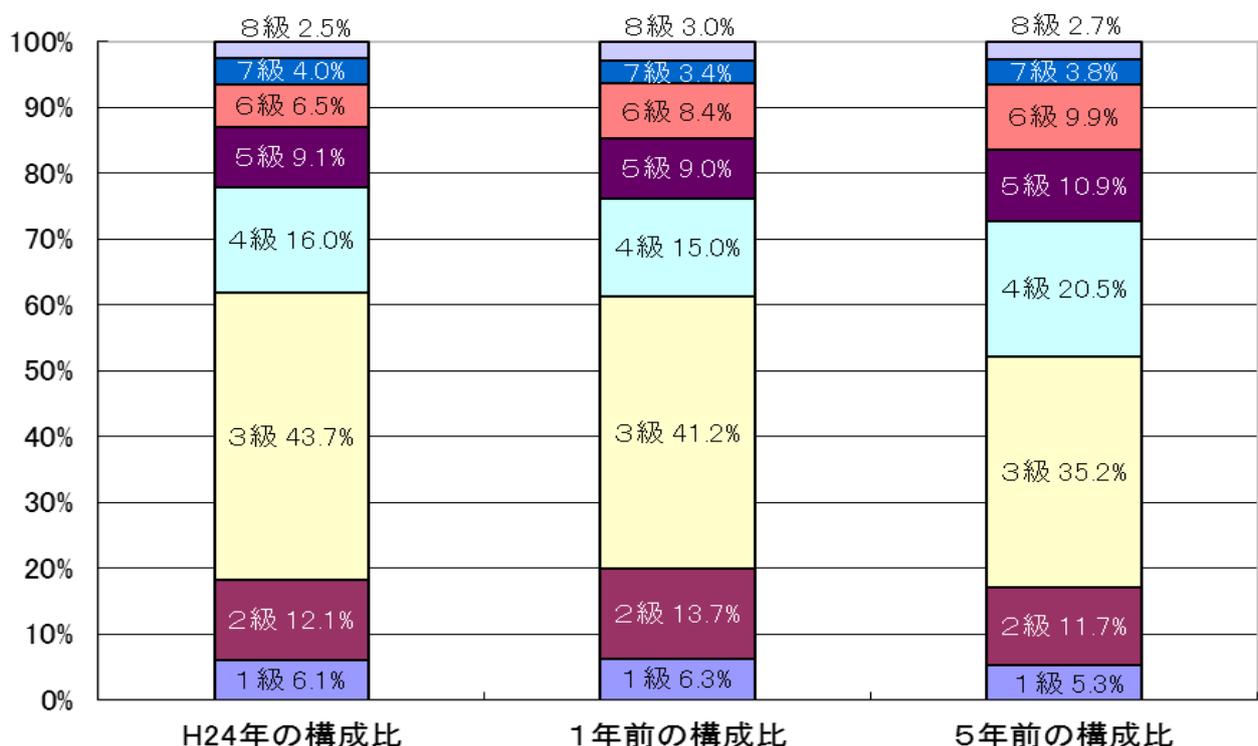
(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事 技師	37人	6.1%
2級	主任	73人	12.1%
3級	係長 主査	263人	43.7%
4級	専門員	96人	16.0%
5級	副課長	55人	9.1%
6級	課長 主幹	39人	6.5%
7級	副部長	24人	4.0%
8級	部長	15人	2.5%
合 計		602人	100.0%

(注) 1 西条市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 3 平成18年に9級制から8級制に変更しています。



(2) 昇給勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務評定を実施しています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西 条 市	愛 媛 県	国
1人当たり平均支給額 (平成23年度) 1,335千円	1人当たり平均支給額 (平成23年度) 1,552千円	—
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(2) 退職手当(平成24年4月1日現在)

西 条 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
※退職手当調整額			※退職手当調整額		
職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、在職期間のうち、その月額の高いほうから60月分の合計額を加算			職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、在職期間のうち、その月額の高いほうから60月分の合計額を加算		
※定年前早期退職特別措置			※定年前早期退職特別措置		
(2%~20%加算)			(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 2,219万円			1人当たり平均支給額 —		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績 (平成23年度決算)	15,825千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	64,070円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成23年度)	24.8%	
手当の種類 (手当数)	13	
手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
感染症防疫手当	感染症患者又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の搬送、消毒その他処理作業に従事した職員	1回 960円
救急手当(死亡人処理)	死体処理作業に従事した職員	1体 9,600円
〃 (行旅病人救護)	行旅病人の救護作業に従事した職員	1人 1,700円
〃 (傷病者)	救急車をもってする傷病者の救急作業に従事した職員	1人 320円
滞納処分手当 (動産差押)	市税その他課徴金の滞納処分による動産又は有価証券の差押事務に従事した職員	1件 510円
〃 (その他の物件差押)	市税その他課徴金の滞納処分による動産又は有価証券以外の差押事務に従事した職員	1件 390円
〃 (物件引揚)	差し押えた動産又は有価証券の引揚作業に従事した職員	1件 840円
税務手当(市税徴収)	外出勤務して市税の徴収事務に従事することを常態とした職員	月額 8,000円
〃 (市税賦課調査事務)	市税の賦課調査事務に従事することを常態とした職員	月額 4,200円
〃 (市税管理)	市税の管理業務に従事することを常態とした職員	月額 2,000円
社会福祉業務手当	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく事務に従事することを常態とした社会福祉主事又は査察指導員	月額 7,200円
現場監督手当	屋外で作業現場の監督をすることを常態とした職員	1日 180円
犬猫等処理手当	犬・猫等の死体処理又は捕獲した野犬の処理作業に従事した職員	1件 910円
消防職員手当	消防業務に従事することを常態とした職員	月額 4,100円
潜水作業手当	潜水作業に従事した職員	1日 460円
高所危険手当	高所で行う消火作業等又は地上10メートル以上の高所における不安定な箇所での検査等の業務に従事した職員	1件 390円
用地買収交渉手当	用地買収の交渉業務に従事することを常態とした職員	1日 300円
有害物取扱手当	化学分析センターに勤務し、有害な物質の分析業務に従事することを常態とした職員	月額 6,000円
清掃作業手当	ひうちクリーンセンター又は道前クリーンセンターに勤務し、場内の清掃作業に従事することを常態とした職員	1日 300円

○支給職員数、支給額の多い手当：消防職員手当、救急手当、税務手当、社会福祉業務手当

(4) 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	154,346千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	209千円

(5) その他の手当（平成24年4月1日現在）

主な手当名	内容及び支給月額	国の制度との異同及び異なる内容
扶養手当	配偶者 13,000円 親族（子等） 1人目 6,500円 〃（配偶者が不在） 11,000円 2人目以降 6,500円 〔15歳に達する日以後の最初の4月1日から、 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで での子1人につき5,000円加算〕	同
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 に対し、負担している家賃の額に応じた額を支 給 借家居住者 支給限度額 27,000円（家賃 55,000円以上）	同
通勤手当	交通機関利用者（JR、バス等利用者） 負担している支給単位期間（最長6か月間） の通勤に要する運賃等の額により支給 支給限度額（月額） 55,000円 交通用具使用者（自動車、バイク等使用者） 通勤距離（片道）により支給 2km以上～5km未満 2,000円 5km以上～10km未満 4,100円 10km以上～15km未満 6,500円 15km以上～20km未満 8,900円 20km以上～25km未満 11,300円 25km以上～30km未満 13,700円 30km以上～35km未満 16,100円 35km以上～40km未満 18,500円 40km以上～45km未満 20,900円 45km以上～50km未満 21,800円 50km以上～55km未満 22,700円 55km以上～60km未満 23,600円 60km以上 24,500円	同

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	給料月額又は報酬月額		期 末 手 当
	類似団体の最高/最低額		
市 長 副 市 長	913,000 円 721,000 円	1,075,000 円 / 504,000 円 883,000 円 / 481,000 円	(平成23年度) 2.95 月分 2.95 月分 ○役職者加算 15%
議 長 副 議 長 議 員	456,000 円 393,000 円 366,000 円	760,000 円 / 420,100 円 670,000 円 / 366,600 円 620,000 円 / 338,800 円	(平成23年度) 2.95 月分 2.95 月分 2.95 月分 ○役職者加算 15%
退 職 手 当	市 長 副 市 長	≪算定方式、支給時期及び1期の手当額≫ 913,000 円×在職年数×550/100 (任期毎) 20,086,000 円 721,000 円×在職年数×400/100 (任期毎) 11,536,000 円	

(注) 1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在） (人)

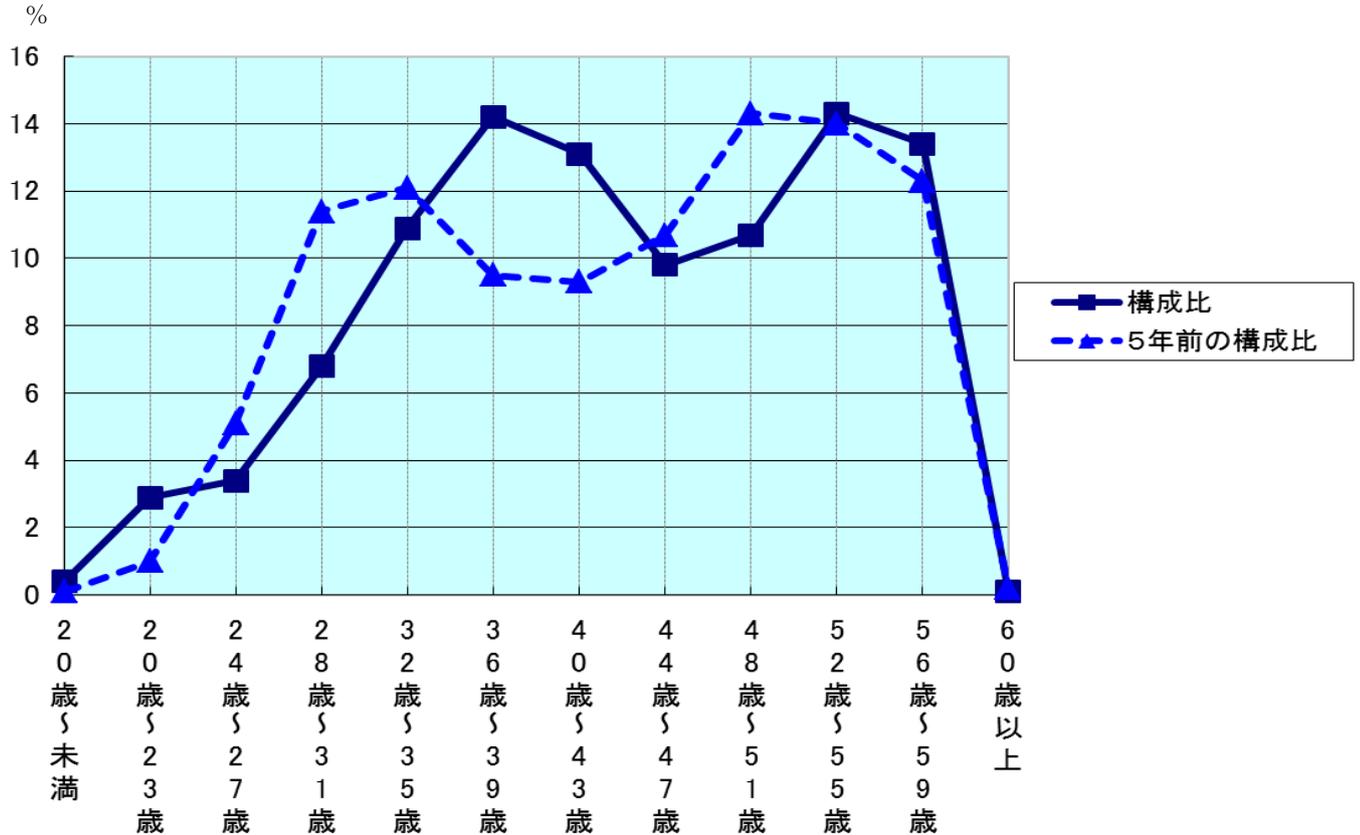
部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	9	9	0	業務体制の見直し等による。
		総務	201	197	▲4	
		税務	49	49	0	
		民生	134	132	▲2	
		衛生	68	67	▲1	
労働		1	1	0		
農水		66	66	0		
商工		28	26	▲2		
土木	83	84	▲1			
	計	639	631	▲8	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.33人 (類似団体人口1万人当たり職員数 47.85人)	
	教育部門	146	139	▲7	退職不補充、業務体制の強化等による。	
	消防部門	134	143	9		
	小 計	919	913	▲6	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.06人 (類似団体人口1万人当たり職員数 66.28人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 水 道 下 水 道 其 他	病 院	0	0	0	業務体制の見直し等による。
		水 道	19	18	▲1	
		下 水 道	26	25	▲1	
		其 他	46	44	▲2	
	小 計	91	87	▲4		
合 計		1,010 [1,145]	1,000 [1,154]	▲10 [9]	<参考> 人口1万人当たり職員数 87.69人	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数(教育長1人を含む)です。地方公務員の身分を保有する休職者と派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員を除いています。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	4	29	34	68	109	142	131	98	107	143	134	1	1,000
割合(%)	0.4	2.9	3.4	6.8	10.9	14.2	13.1	9.8	10.7	14.3	13.4	0.1	100.0



(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	652	633	615	645	639	631	▲21 (▲3.2%)
教育	160	155	150	146	146	139	▲21 (▲13.1%)
消防	136	135	135	135	134	143	7 (5.1%)
普通会計	948	923	900	926	919	913	▲35 (▲3.7%)
公営企業会計等	313	291	278	108	91	87	▲226 (▲72.2%)
総合計	1,261	1,214	1,178	1,034	1,010	1,000	▲261 (▲20.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

8 公営企業職員の状況

水道事業

(1) 職員給与費の状況

① 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)22年度の 総費用に占める 職員給与費比率
23年度	777,444千円	△3,685千円	84,398千円	10.9%	10.5%

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	15人	57,389千円	6,739千円	20,270千円	84,398千円	5,627千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。

(参考)
市町村平均 一人当たり給与費
6,350千円

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
西条市水道事業	43.8歳	329,871円	362,693円

- (注) 1 基本給は、職員の給料、扶養手当の合算額の平均です。
2 平均月収額は職員の基本給と毎月支払われる各種手当(通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当等)を含めたものの平均です。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

西条市水道事業	西条市(企業職員除く)
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,351千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,335千円
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分	(平成23年度支給割合) 左に同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 左に同じ

②退職手当（平成24年4月1日現在）

西条市水道事業			西条市（企業職員除く）	
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	
勤続20年	23.50月分	30.55月分	左に同じ	
勤続25年	33.50月分	41.34月分		
勤続35年	47.50月分	59.28月分		
最高限度額	59.28月分	59.28月分		
その他の加算措置				
※退職手当調整額				
職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、在職期間のうち、その月額の高いほうから60月分の合計額を加算				
※定年前早期退職特別措置				
(2%～20%加算)				
1人当たり平均支給額（平成23年度）			1人当たり平均支給額（平成23年度）	
支給なし			2,219万円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

③特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）	36千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	12,120円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）	20.0%	
手当の種類（手当数）	1	
手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
現場監督手当	屋外で作業現場の監督をすることを常態とした職員	1日 180円

④時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	1,066千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	89千円

⑤その他の手当（平成24年4月1日現在）

主な手当名	内容及び支給月額	一般行政職との異同及び異なる内容	
扶養手当	配偶者	13,000円	同
	親族（子等）		
	1人目	6,500円	
	〃（配偶者がいない）	11,000円	
	2人目以降	6,500円	
	〔15歳に達する日後の最初の4月1日から、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子1人につき5,000円加算〕		

住居手当	月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員 に対し、負担している家賃の額に応じた額を支給 借家居住者 支給限度額 27,000 円	同																										
通勤手当	<p>交通機関利用者（JR、バス等利用者） 負担している支給単位期間（最長6か月間） の通勤に要する運賃等の額により支給 支給限度額（月額） 55,000 円</p> <p>交通用具使用者（自動車、バイク等使用者） 通勤距離（片道）により支給</p> <table border="0" data-bbox="459 555 954 1099"> <tr><td>2 km 以上 ～ 5 km 未満</td><td>2,000 円</td></tr> <tr><td>5 km 以上 ～ 10 km 未満</td><td>4,100 円</td></tr> <tr><td>10 km 以上 ～ 15 km 未満</td><td>6,500 円</td></tr> <tr><td>15 km 以上 ～ 20 km 未満</td><td>8,900 円</td></tr> <tr><td>20 km 以上 ～ 25 km 未満</td><td>11,300 円</td></tr> <tr><td>25 km 以上 ～ 30 km 未満</td><td>13,700 円</td></tr> <tr><td>30 km 以上 ～ 35 km 未満</td><td>16,100 円</td></tr> <tr><td>35 km 以上 ～ 40 km 未満</td><td>18,500 円</td></tr> <tr><td>40 km 以上 ～ 45 km 未満</td><td>20,900 円</td></tr> <tr><td>45 km 以上 ～ 50 km 未満</td><td>21,800 円</td></tr> <tr><td>50 km 以上 ～ 55 km 未満</td><td>22,700 円</td></tr> <tr><td>55 km 以上 ～ 60 km 未満</td><td>23,600 円</td></tr> <tr><td>60 km 以上</td><td>24,500 円</td></tr> </table>	2 km 以上 ～ 5 km 未満	2,000 円	5 km 以上 ～ 10 km 未満	4,100 円	10 km 以上 ～ 15 km 未満	6,500 円	15 km 以上 ～ 20 km 未満	8,900 円	20 km 以上 ～ 25 km 未満	11,300 円	25 km 以上 ～ 30 km 未満	13,700 円	30 km 以上 ～ 35 km 未満	16,100 円	35 km 以上 ～ 40 km 未満	18,500 円	40 km 以上 ～ 45 km 未満	20,900 円	45 km 以上 ～ 50 km 未満	21,800 円	50 km 以上 ～ 55 km 未満	22,700 円	55 km 以上 ～ 60 km 未満	23,600 円	60 km 以上	24,500 円	同
2 km 以上 ～ 5 km 未満	2,000 円																											
5 km 以上 ～ 10 km 未満	4,100 円																											
10 km 以上 ～ 15 km 未満	6,500 円																											
15 km 以上 ～ 20 km 未満	8,900 円																											
20 km 以上 ～ 25 km 未満	11,300 円																											
25 km 以上 ～ 30 km 未満	13,700 円																											
30 km 以上 ～ 35 km 未満	16,100 円																											
35 km 以上 ～ 40 km 未満	18,500 円																											
40 km 以上 ～ 45 km 未満	20,900 円																											
45 km 以上 ～ 50 km 未満	21,800 円																											
50 km 以上 ～ 55 km 未満	22,700 円																											
55 km 以上 ～ 60 km 未満	23,600 円																											
60 km 以上	24,500 円																											

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間等

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
40時間	8時間	8時30分	17時15分	45分	15分×2回	土・日曜日

(注) 勤務課所によっては、始業、終業、週休日等が異なる場合があります。

2 休暇

種類		休暇の概要、取得要件等	取得可能日数等
有給休暇	年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	1年につき20日(20日以内の繰越があります。)
	病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 公務災害、通勤災害の場合は必要と認められる期間 結核性疾患については1年、その他の負傷又は疾病については、90日を超えない範囲で必要と認められる期間
	特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により、職員が勤務しないことが相当である場合 主な休暇 産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇など	産前休暇 8週間以内に出産する予定の女性職員が申し出した場合に出産の日まで 産後休暇 出産の日の翌日から8週間 忌引 父母の場合7日など 結婚休暇 連続する7日以内 子の看護 5日以内
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間

第4 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分（平成23年度）

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	0
心身の故障の場合	—	—	11	—	11
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	0
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	0
失職した場合	—	—	—	—	0
合 計	0	0	11	0	11

（注）1 地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

2 懲戒処分（平成23年度）

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	—	—	—	—	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	1	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	0
合 計	0	0	0	1	1

（注）1 地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

第5 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇の取得状況（平成23年1月～平成23年12月）

	平均取得日数	平均取得率
全職員	9.4日	23.9%

2 育児休業等の取得状況（平成23年4月～平成24年3月）

（1）育児休業の取得状況

区 分	男性	女性
新たに取得した者	0人	14人
前年度から引き続き取得した者	0人	20人

(2) 介護休暇の取得状況

	男性	女性
介護休暇取得者	1人	1人

第6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況（平成23年度）

自主研修	自己啓発研修、通信教育
職場研修	部署別OJT
基本研修	交通安全研修、人権・同和教育研修 ほか
専門研修	接遇研修、メンタルヘルス研修、行政対象暴力・不当要求対応研修 ほか
派遣研修	自治大学校、市町村アカデミー、愛媛県研修所、四国経済産業局 ほか
選択研修	東日本大震災被災地現地視察報告会 ほか

2 勤務成績の評定の状況

職員の勤務成績、勤務態度等を公正に評定することにより、個々の能力、適性等に応じた適職への配置及び昇任昇格を行うとともに、人材育成、能力開発等を図るべく人事評価制度を導入するため検討を行っております。

第7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生制度に係る負担状況（平成23年度）

共済組合への負担金 愛媛県市町村職員共済組合	1,346,847千円
〃 公立学校共済組合愛媛支部	92,274千円
愛媛県市町村職員互助会への負担金	7,266千円
西条市職員福利厚生会への補助金	2,817千円

2 公務災害等の状況

(1) 公務災害等の認定状況（平成23年度）

公務災害	通勤災害	計
4件	1件	5件

第 8 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 23 年度における公平委員会への措置要求の状況

平成22年度末 の係属件数	平成23年度中の 要求件数	平成23年度中の 終結件数	平成24年度への 繰越件数
0 件	0 件	0 件	0 件

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

第 9 職員の不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 23 年度における公平委員会への不服申立ての状況

平成22年度末 の係属件数	平成23年度中の 申立件数	平成23年度中の 終結件数	平成24年度への 繰越件数
0 件	0 件	0 件	0 件

(注) 職員は、懲戒その他、その意に反して不利益な処分を受けた場合に、公平委員会に対して、不服申立てを行うことができます。